

第1章 施設の設置に関する計画等

1-1 施設の設置者の氏名及び住所

設置者の氏名：掛川市・菊川市衛生施設組合 管理者 掛川市長 久保田 崇

設置者の住所：静岡県掛川市満水 2319 番地

1-2 施設の設置場所

施設名称：エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設（以下「新廃棄物処理施設」という。）

設置場所：静岡県掛川市満水 2319 番地（以下「事業計画地」という。）（事業計画地の位置は、図 1-2-1 参照）

1-3 設置する施設の種類の種類

ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）

1-4 施設において処理する廃棄物の種類

施設において処理する廃棄物の種類は、表 1-4-1 に示すとおりである。

表 1-4-1 施設において処理する廃棄物の種類

区分	廃棄物の種類
エネルギー回収型廃棄物処理施設	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性選別残渣
マテリアルリサイクル推進施設	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ

1-5 施設の処理能力

施設の処理能力は、表 1-5-1 に示すとおりである。

表 1-5-1 施設の処理能力

区分	処理能力
エネルギー回収型廃棄物処理施設	120 t/日 (60 t/炉×2 炉)
マテリアルリサイクル推進施設	10 t/5 時間

1-6 施設の処理方式

施設の処理方式は、表 1-6-1 に示すとおりである。

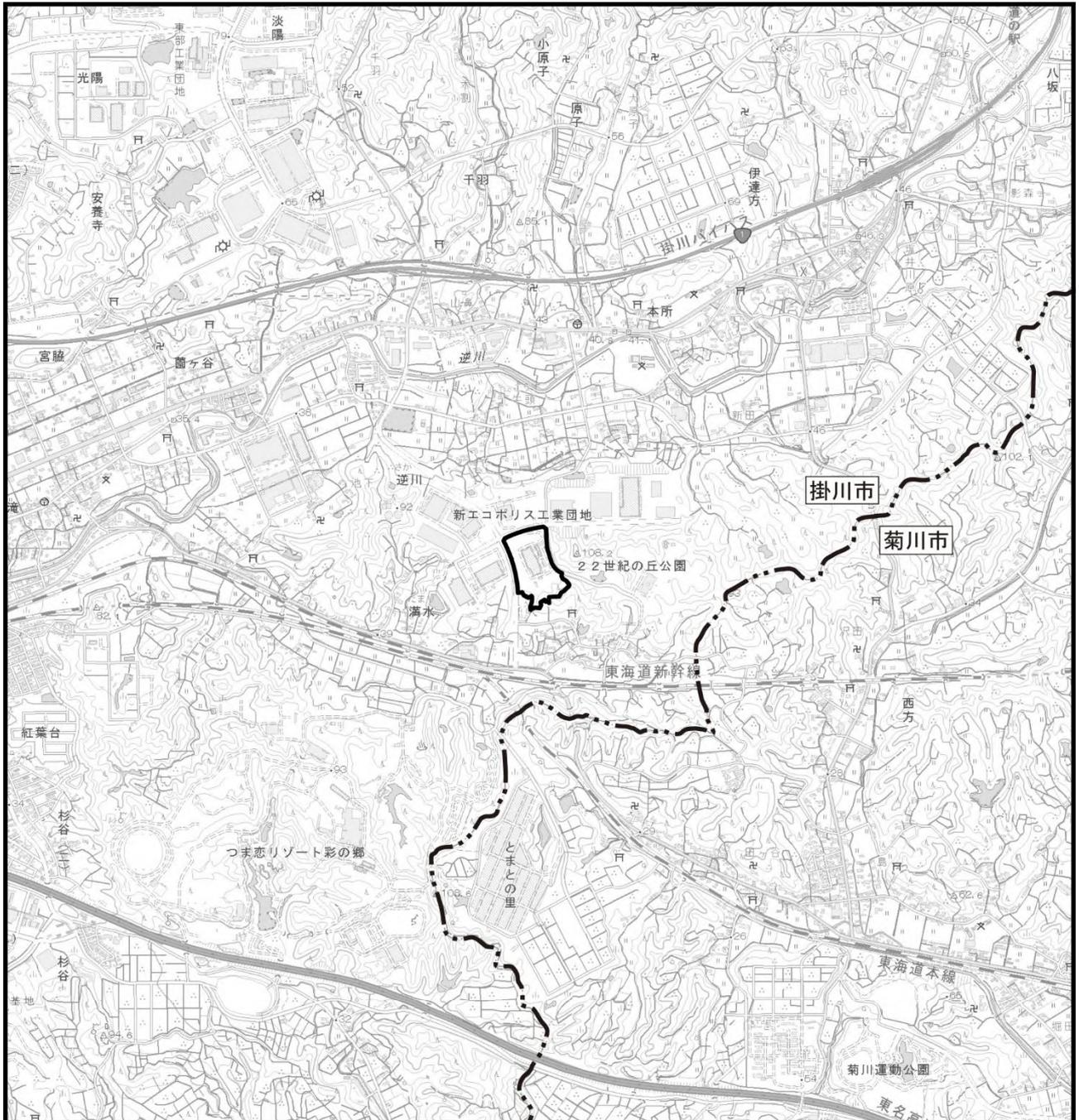
表 1-6-1 施設の処理方式

区分	処理方式
エネルギー回収型廃棄物処理施設	焼却施設（ストーカ式）
マテリアルリサイクル推進施設	高速回転式破砕機及び切断機

1-7 施設の構造及び設備

ごみ処理の基本フローは図 1-7-1 に、事業計画地内の配置図は図 1-7-2 に、新廃棄物処理施設の平面図例は図 1-7-3 に示すとおりである。

なお、施設の各工程から発生するプラント排水は、クローズドシステムにより、適正処理を行った後、場内で再利用する計画である。



凡例

事業計画地
 市界



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



図 1-2-1(1) 事業計画地の位置図 (広域)



凡例

事業計画地
 市界

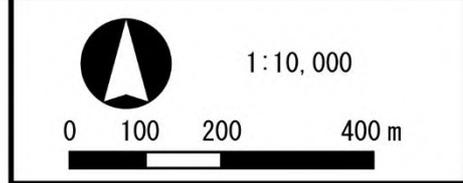


図 1-2-1(2) 事業計画地の位置図 (詳細)

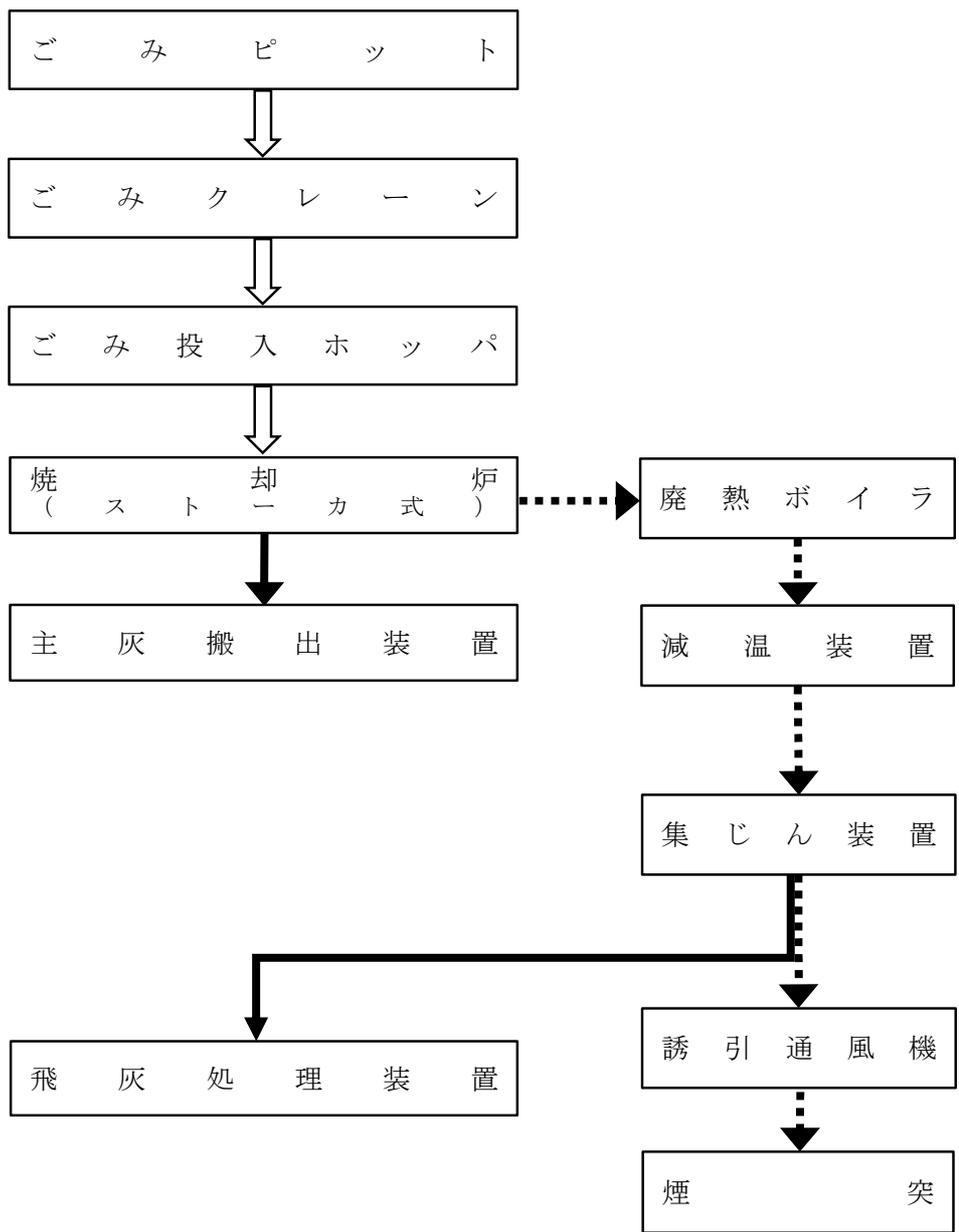


図 1-7-1(1) ごみ処理フロー図 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)

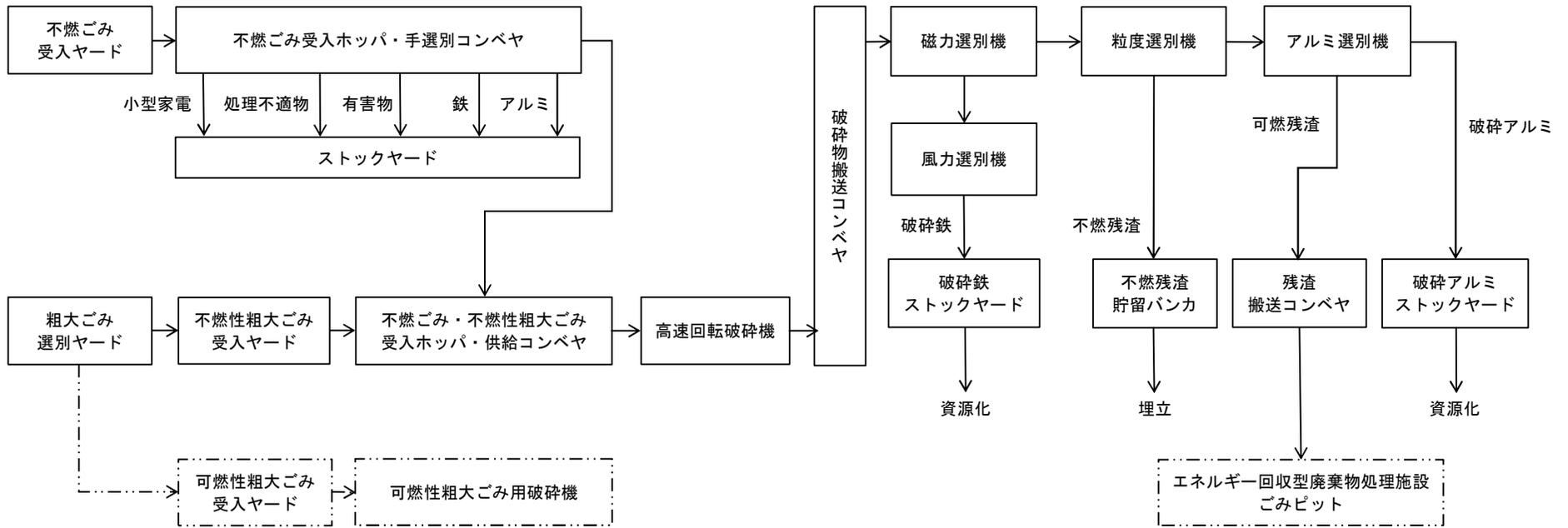
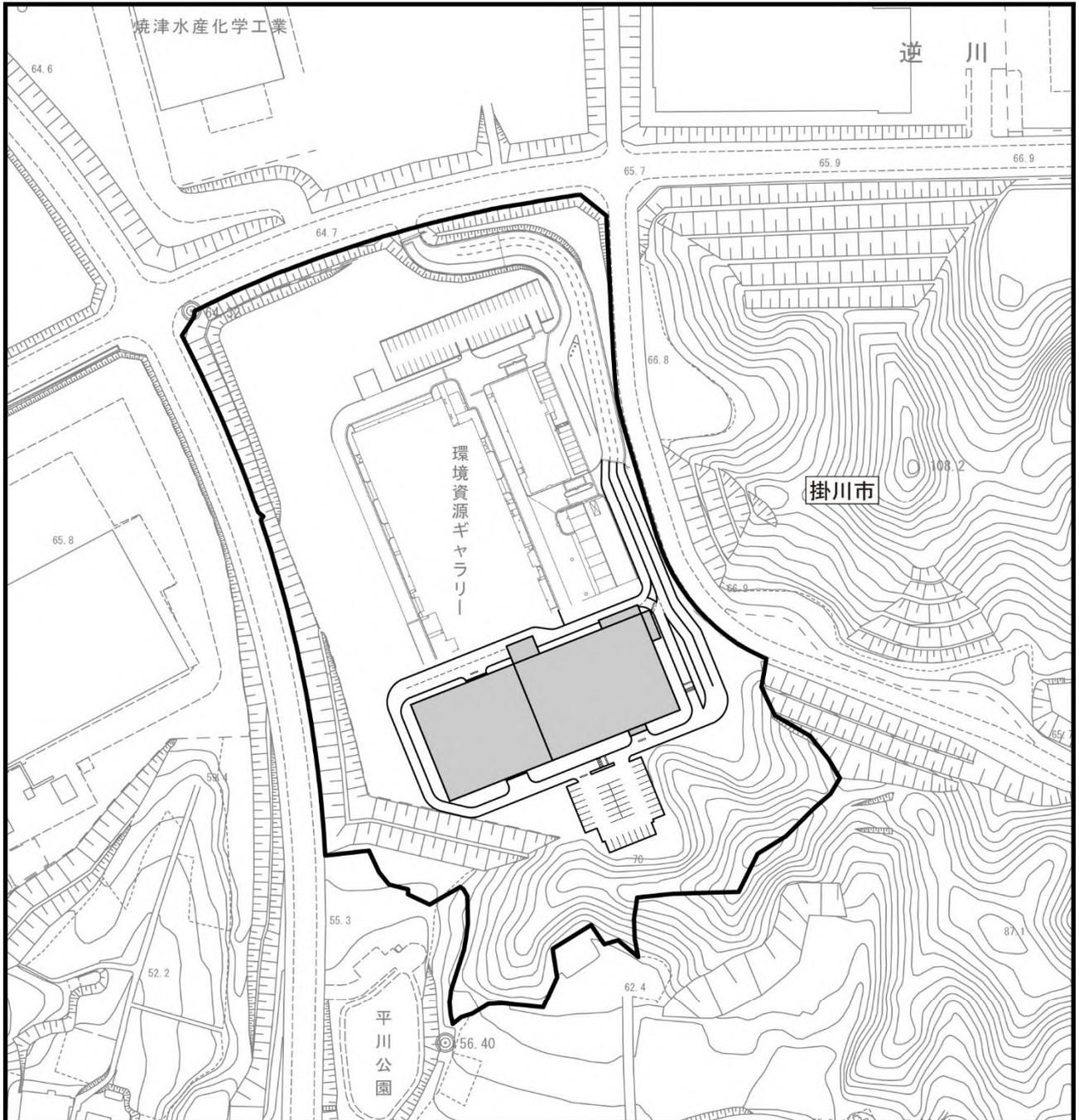


図 1-7-1 (2) ごみ処理フロー図 (マテリアルリサイクル推進施設)



凡 例

- 事業計画地
- 新廃棄物処理施設

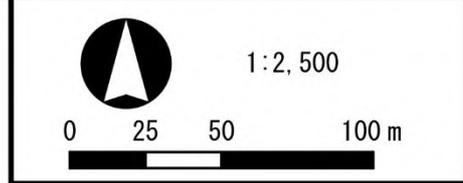


図 1-7-2 配置図

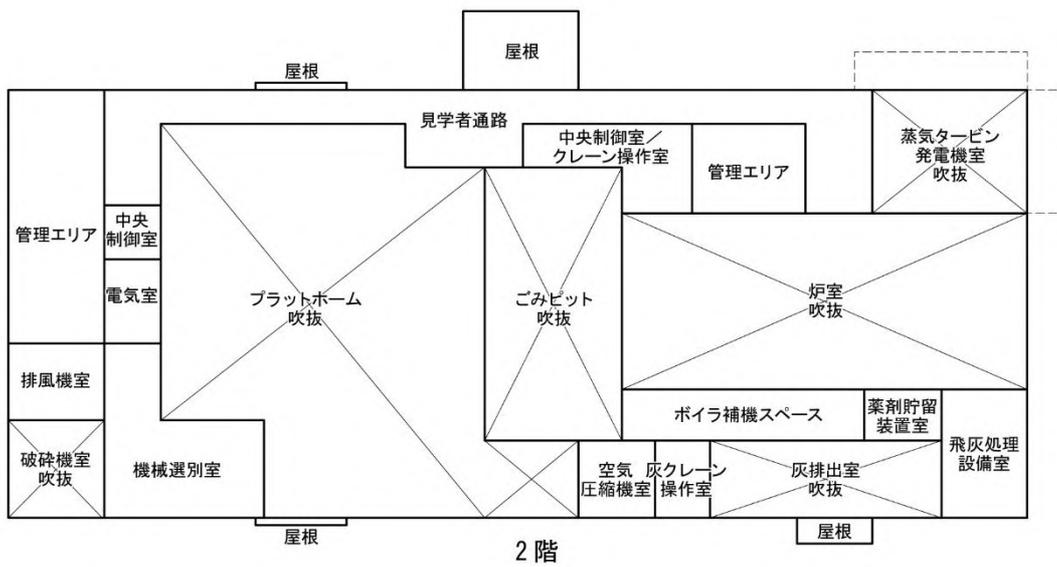
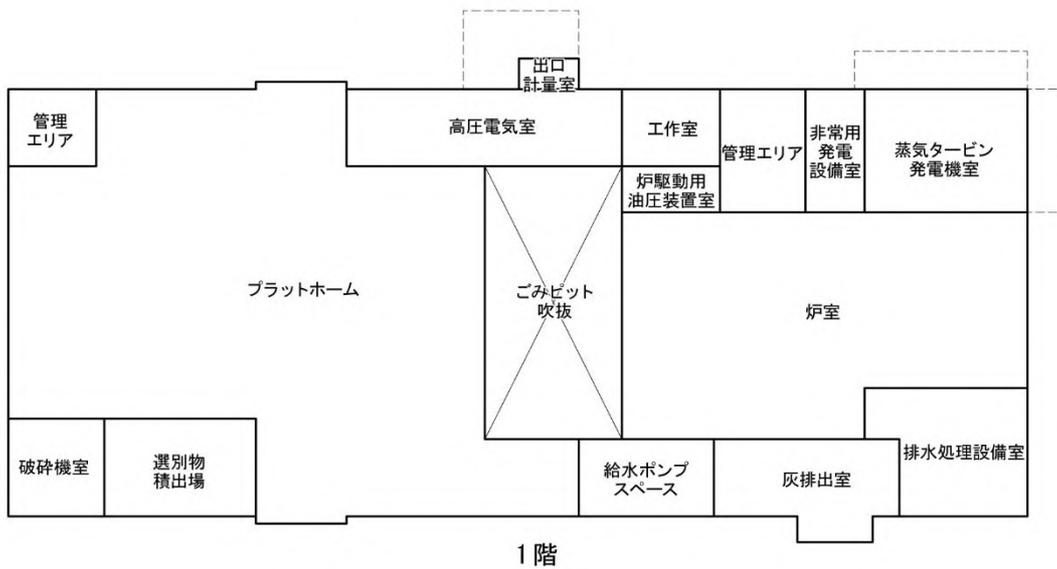
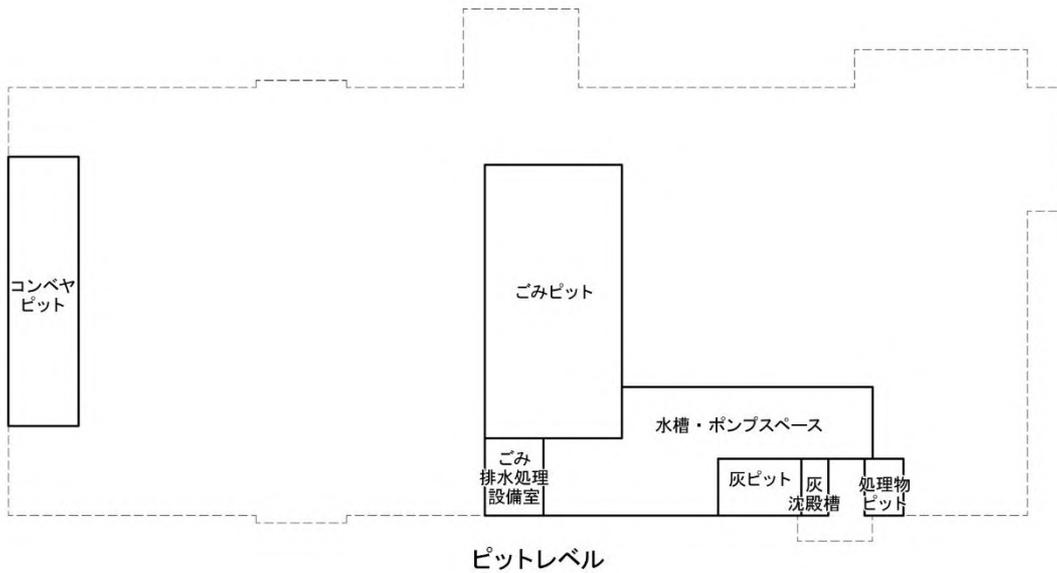
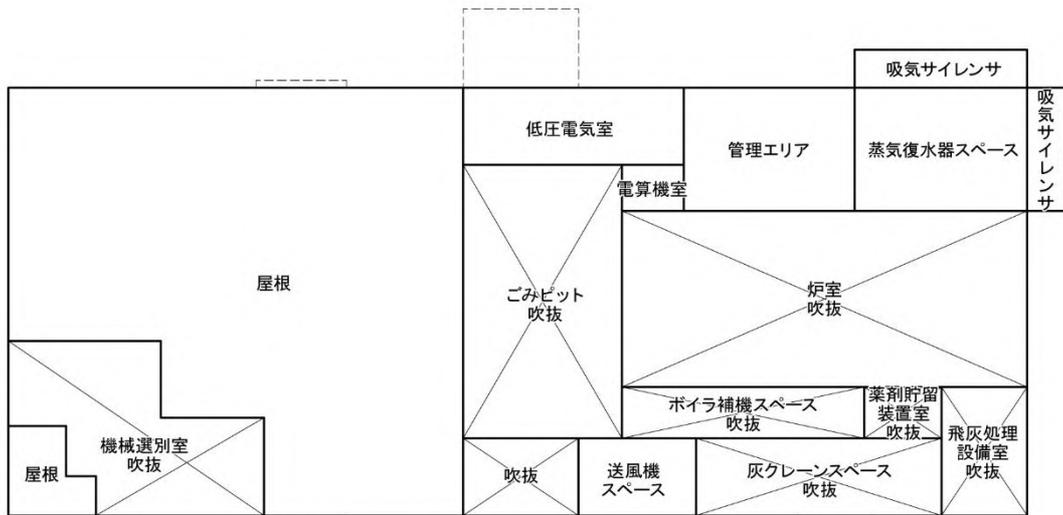
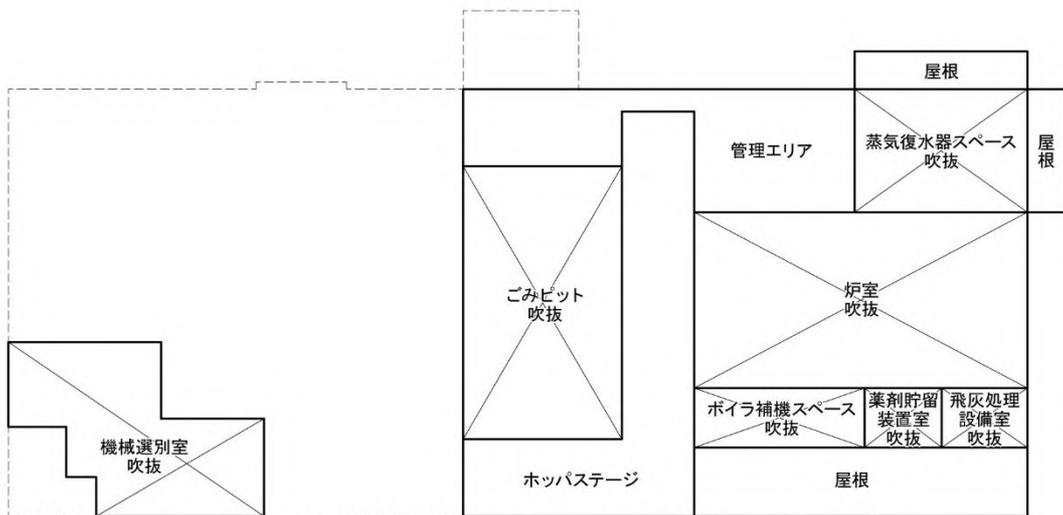


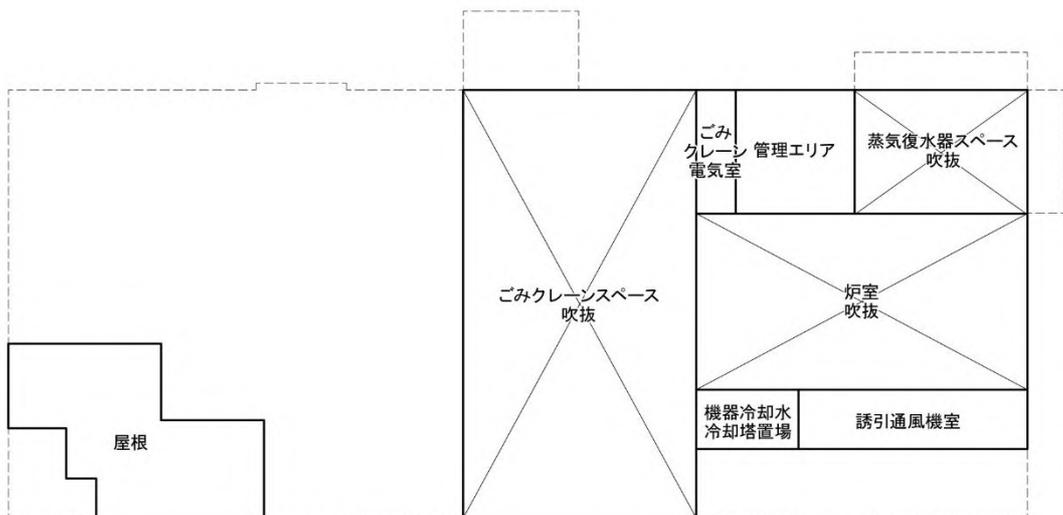
図 1-7-3(1) 平面図例



3階



4階



5階

図 1-7-3(2) 平面図例

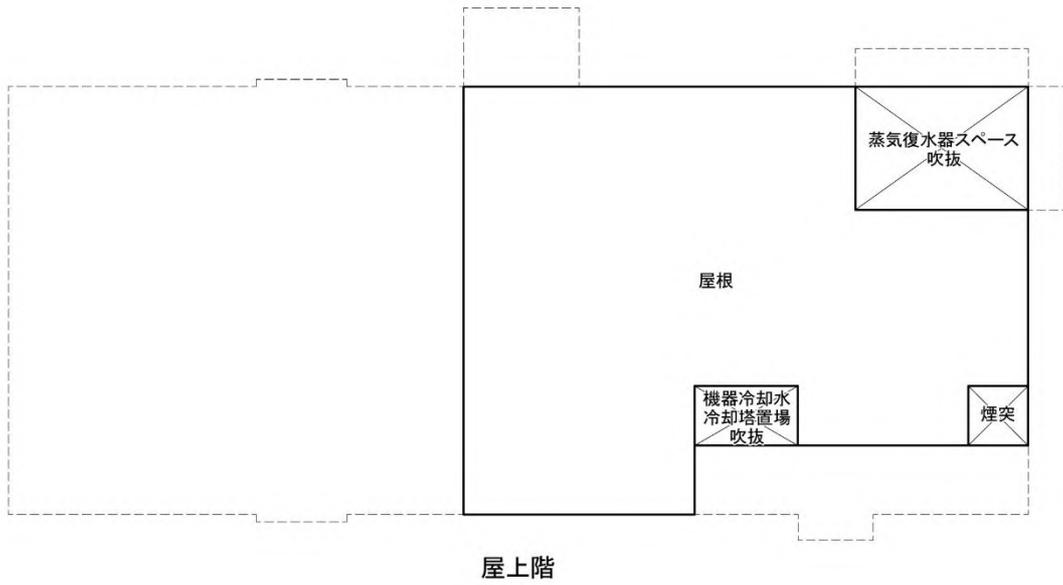


図 1-7-3 (3) 平面図例

1-8 公害防止対策

(1) 排ガス

排ガスに係る公害防止基準は、表 1-8-1 に示すとおりである。なお、基準値は、本組合と地元とが締結した環境保全協定の数値とした。

表 1-8-1 公害防止基準（排ガス）

項目	基準値
ばいじん (g/m ³ N)	0.01
硫黄酸化物 (ppm)	20
窒素酸化物 (ppm)	50
塩化水素 (ppm)	50
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.05
水銀 (μg/m ³ N)	30

注) 基準値は、酸素濃度 12%換算値である。

(2) 騒音

施設の稼働に係る公害防止基準は、表 1-8-2 に示すとおりである。なお、基準値は、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月法律第 98 号）及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成 10 年 12 月静岡県条例第 44 号）に基づく規制基準のうち、事業計画地は、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域であることから、第 2 種区域の規制基準とした。

表 1-8-2 公害防止基準（騒音）

時間区分	基準値
朝 (6 時～8 時)	50dB
昼間 (8 時～18 時)	55dB
夕 (18 時～22 時)	50dB
夜間 (22 時～翌日 6 時)	45dB

注) 基準値は、事業計画地敷地境界上の数値である。

(3) 振動

施設の稼働に係る公害防止基準は、表 1-8-3 に示すとおりである。なお、基準値は、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月法律第 64 号）及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成 10 年 12 月静岡県条例第 44 号）に基づく規制基準のうち、事業計画地は、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域であることから、第 1 種区域の 2 の規制基準とした。

表 1-8-3 公害防止基準（振動）

時間区分	基準値
昼間 (8 時～20 時)	65dB
夜間 (20 時～翌日 8 時)	55dB

注) 基準値は、事業計画地敷地境界上の数値である。

(4) 悪臭

悪臭に係る公害防止基準は、表 1-8-4 に示すとおりである。なお、基準値は、「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月法律第 91 号)に基づく規制基準とした。

表 1-8-4 公害防止基準 (悪臭)

項 目	基準値
臭気指数	15 以下

